

柚人の会会則

(名称)

第1条 この会の名称は、柚人の会という。

(所在地)

第2条 この会は、事務所を長野県諏訪郡原村15829番地に置く。

(目的)

第3条 この会は、里山の整備・保全に努めることに賛同した仲間が集い、必要に応じて間伐を行い、その過程で生じた樹木類は薪ストーブの薪として十分に活用し、森の恵を多くの薪ストーブ愛好者が享受できるようにすることを目的とする。

(活動)

第4条 この会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 里山の整備・保全に努める
- (2) 間伐材を含めた樹木類を薪ストーブの薪として活用できるよう会員が協力して作業し、分配すること
- (3) 前項の作業をするための機器、用具、資材、燃料等を購入すること
- (4) この会の趣旨に賛同した者（賛助会員）に薪ストーブの薪を斡旋販売すること
- (5) 会が所有する機材を有償で貸し出しすること

(会員)

第5条 この会は、正会員と準会員および賛助会員で構成する。

正会員 この会の目的に賛同し、入会して拠出金を支払った者で第8条の特典を受けられる者

準会員 この会の趣旨に賛同し、薪の購入と共に活動を行うことができる者

賛助会員 この会の趣旨に賛同し、薪の購入ができる者

(入会)

第6条 正会員の入会は正会員が推薦した者のうち、半数以上の賛成があった場合に認められる。

準会員の入会は、本人の申し出を受けて正会員の半数の承認により決定する。

(年会費)

第7条 正会員は、毎年12月に翌年度分の年会費を支払わなければならない。正会員の年会費は5,000円、準会員の年会費は2,000円とする。

(特典)

第8条 正会員は、毎年1回の薪の無償供与および会活動に使用する用具・物品の提供を受けることができる。

(退会)

第9条 会員は、退会の申し出をいつでも行うことができる。

(入会金)

第10条 正会員は入会に際して10,000円の入会金を支払う。

(役員及び選任)

第11条 この会の役員として、相談役、顧問、代表、副代表、会計、監事を各1名ずつ置く。

- (1) 代表、副代表、会計、監事は、正会員の互選で選出する。
- (2) 相談役、顧問は会員外の関係者に就任を依頼する。
- (3) 相談役、顧問、代表、副代表、会計、監事の報酬は無給とする。

(総会)

第12条 この会の総会は、正会員をもって構成し、毎年12月中に開催する。

2. 総会においては、当該年度の会計報告、作業ポイントの支払い、その他会の運営に関する全般について決定する。
3. 総会は正会員の2分1以上の出席をもって成立する。
4. 臨時総会は、正会員の3分の1以上から招集の請求があったときに開催する。
5. 準会員は総会に出席して意見を述べることができるが議決権は持たない。

(総会の決定事項)

第13条 総会において議決する事項は以下のとおりとする。

- (1) 当該年度の会計報告、作業ポイントの支払い、その他会の運営に関する全般
- (2) 事業報告及び活動内容報告
- (3) 事業計画及び活動予算の決定
- (4) 役員を選任又は解任
- (5) 会費の額、賛助会員への薪の販売料金、会員への無償の薪供与の数量、機器類の貸し出し費用
- (6) その他運営に関する重要事項

(事業年度)

第14条 この会の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。ただし、設立年度の2014年度は12月15日から翌2015年12月31日までとする。

(事業収入)

第15条 この会は、賛助会員等に対して薪の販売、会所有の薪割り機等の貸与、会員所有以外の里山整備・保全作業の請負を行うことができ、その料金を収受することができる。

2. 賛助会員等への薪の販売料金、里山整備・保全作業の請負料金は別途定める。
3. 前項の作業から得た金品はこの会の収入として取り扱い、会の運営に充てる。

(作業報酬)

第16条 正会員がこの会の実施する作業および会の活動に5時間を超えて従事した時は1,000ポイントを、2時間を超え、5時間に満たない場合は500ポイントの作業報酬を受け取ることができる。

2. 正会員が積み立てた作業ポイントは、会の薪の購入に充てることできる。購入額および数量は別途定める。
3. 作業報酬として与えられた作業ポイントの上限は60,000ポイントとし、それを超えたポイントは、毎年12月末日に失効する。
4. 賛助会員等への薪の販売に際して軽車両を使用した場合、その都度1台あたり500円を配達費として現金で支払う。
5. 第16条第1項から第4項の定めについては準会員にも準用する。

(会則の変更)

第17条 この会の会則の変更は、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数決で行うことができる。

(附則)

1. この会は2014年12月15日に発足した。
2. この会の設立時の正会員は、次に掲げる7名である。
会田 進、阿久津 孝夫、小林 明仁、田中 宏和、中谷 博光、矢島 昌彦、山中 裕俊
(アイウエオ順)
3. 2015年12月2日開催の第1回総会においてその一部を改定し、同日から効力を発する。
4. 2016年12月15日開催の第2回総会においてその一部を改定し、同日から効力を発する。
5. 2017年6月19日開催の臨時総会においてその一部を改定し、同日から効力を発する。
6. 2017年12月23日開催の第3回総会においてその一部を改定し、同日から効力を発する。